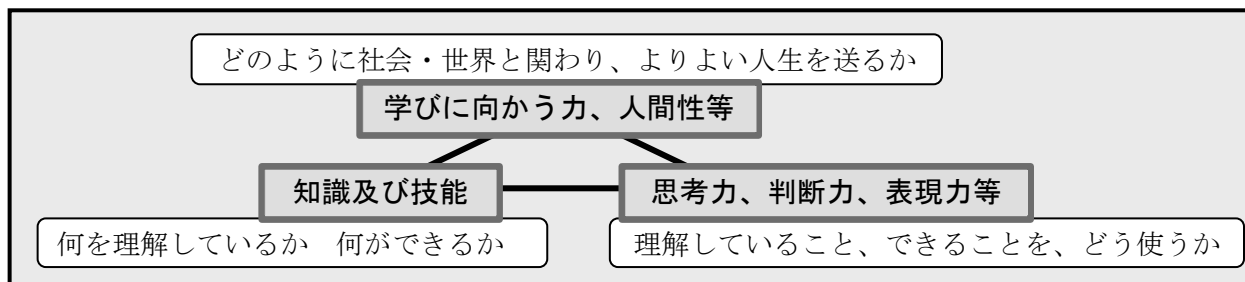


第5章 知的障害

第1節 知的障害教育について

1 基本的な考え方

今回の学習指導要領の改訂では、知・徳・体にわたる「生きる力」を育むため、教育課程全体を通じて育成を目指す資質・能力を三つの柱として整理した。このことを踏まえ、知的障害教育においては、自立と社会参加の実現を目指して基本的な知識や技能を習得し、これらを活用しながら課題解決を図る力や自ら生活を工夫しようとする実践的な態度を育成することが重要である。



図：育成を目指す資質・能力の三つの柱

知的障害特別支援学校においては、特別支援学校学習指導要領に示された「知的障害特別支援学校の各教科」の目標や内容をもとに、指導を行うこととなる。各教科等の種類は知的障害の特徴や適応行動の困難さを踏まえて学校教育法施行規則第126条第2項、第127条第2項及び128条第2項に規定されており、各教科等の目標や内容等は、発達期における知的機能の障害を踏まえ、特別支援学校学習指導要領に示している。今回、小・中学校や高等学校の各教科等の目標や内容等との連続性が重視され、知的障害特別支援学校においても、各教科等の目標や内容は、段階ごとに「育成を目指す資質・能力の三つの柱」を基に整理されている。

指導に当たっては、児童生徒の興味・関心、生活年齢、学習状況や経験等を十分考慮し、現在の生活や将来を見据えながらどのような力の育成を目指すのかを明確にし、実態に応じた段階の目標や内容を基に具体的な指導内容を設定することが大切である。児童生徒の学習上の特性として、学習した知識や技術が断片的になりやすく、実生活で生かすことが難しいことがあるため、実生活に即した活動を十分に取り入れ、学んでいることの目的や意義が理解できるよう、段階的に繰り返し指導することが大切である。

知的障害特別支援学校においては、教科ごとに時間を設けて指導する「教科別の指導」の他、「日常生活の指導」、「遊びの指導」、「生活単元学習」、「作業学習」といった「各教科等を合わせた指導」が実践されている。「教科別の指導」においては、教科の系統性を生かしつつ、学習したことが生活に生かされるように、実生活と関連付けながら具体的な指導内容を組織することが大切である。また「各教科等を合わせた指導」は、児童生徒の生活を基盤とし、学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的であることから、従前から実践されているが、「各教科等を合わせた指導」においても、各教科等の目標を達成していくものであり、育成を目指す資質・能力を明確にし、系統性をもたせた指導計画を立てることが重要である。

つまり、「教科別の指導」や「各教科等を合わせた指導」は、いずれであっても、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標を立て、学習指導要領の各教科等の目標や内容を適切に選択しながら、生活の課題に沿った具体的な指導内容を組織する必要がある、児童生徒が学習したことを生活に生かしていけるように指導することが大切である。

【教科別の指導】

教科の系統性を生かしつつ、生活と関連したねらいと活動を十分に取り入れ、段階的に指導

【各教科等を合わせた指導】

生活や活動のまとまりに基づいて系統性をもたせ、各教科等の目標や内容を盛り込んで指導

いずれも、知的障害特別支援学校の各教科等の目標や内容を選択し、実生活に即した活動を取り入れ、学習したことが生活に生かせるように指導することが大切である

図：指導の関連性

2 障害の特性

知的障害とは、①認知や言語などに関わる知的機能の発達が同年齢の児童生徒と比べて遅れが明らかな状態、②他者との意思の疎通、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについて適応行動の習得や習熟に困難があるために、実際の生活において支障をきたしている状態、この2つが発達期（胎児期及び出生後の比較的早い時期から18歳まで）に同時に起こるものを言う。適応行動の面では、次のような困難さが生じやすい。（解説各教科等編 P20）

- ・概念的スキルの困難性 言語発達：言語理解、言語表出能力など
学習技能：読字、書字、計算、推論など
- ・社会的スキルの困難性 対人スキル：友達関係など
社会的行動：社会的ルールを理解、集団行動など
- ・実用的スキルの困難性 日常生活習慣行動：食事、排泄、衣服の着脱、清潔行動など
ライフスキル：買い物、乗り物の利用、公共機関の利用など
運動機能：協調運動、運動動作技能、持久力など

知的障害のある児童生徒の学習上の特性等を踏まえ、学習環境面を含めた児童生徒一人一人の確実な実態把握に基づき、次のような教育的対応を基本とすることが重要である。

知的障害のある児童生徒の学習上の特性（解説各教科等編 P26）

- ・学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活場面の中で生かすことが難しい。そのため、実際の生活場面に即しながら、繰り返して学習する継続的、段階的な指導が重要。
- ・成功経験が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていないことが多い。そのため、学習の過程では児童生徒が頑張っているところやできたところを具体的に細かく認めたり、称賛したりすることで、児童生徒の自信や主体的に取り組む意欲を育むことが重要。
- ・抽象的な内容の指導よりも、実際的な生活場面の中で、具体的に思考や判断、表現できるようにする指導が効果的。
- ・教材・教具や補助用具やジグ等を含めた学習環境の効果的な設定をはじめ、児童生徒への関わり方の一貫性や継続性の確保、児童生徒に対する周囲の理解などの環境的条件も整え、学習活動への主体的な参加や経験の拡大を促すことが大切。

特性を踏まえ

知的障害のある児童生徒への教育的対応の基本（解説各教科等編 P27）

- ・障害の状態、生活年齢、学習状況や経験を踏まえ、教育的ニーズを的確に捉え、育成を目指す資質・能力を明確にし、各教科の目標や内容を基に、指導内容の具体化を図る。
- ・日常生活や社会生活に生きて働く知識及び技能、習慣や学びに向かう力が身に付くよう指導する。
- ・職業教育を重視し、将来の職業生活に必要な基礎的な知識や技能、態度及び人間性等が育つよう指導する。多様な進路や将来の生活について関わりのある指導内容を組織する。
- ・生活の課題に沿った多様な生活経験を通して、日々の生活の質が高まるよう指導し、よりよく生活を工夫していこうとする意欲が育つよう指導する。
- ・自発的な活動を大切にし、主体的な活動を促すようにしながら、課題を解決しようとする思考力、判断力、表現力等を育むよう指導する。
- ・見通しをもって主体的に行動できるよう、日課や学習環境などを分かりやすくし、規則的でまとまりのある学校生活を送れるようにする。
- ・生活に結びついた具体的な活動を学習活動の中心に据え、実際的な状況下で指導するとともに、児童生徒の成功経験を豊富にする。
- ・児童生徒の興味や関心、得意な面に着目し、教材・教具、補助用具やジグ等を工夫するとともに、目的が達成しやすいように、段階的な指導を行うなどして、学習活動への意欲が育つよう指導する。
- ・児童生徒一人一人が集団において役割が得られるよう工夫し、その活動を遂行できるようにし、活動後には充実感や達成感、自己肯定感が得られるように指導する。

- ・児童生徒一人一人の発達の側面に着目し、意欲や意思、情緒の不安定さなどの課題に応じるとともに、生活年齢に即した指導を徹底する。

第2節 教育課程の編成の実際

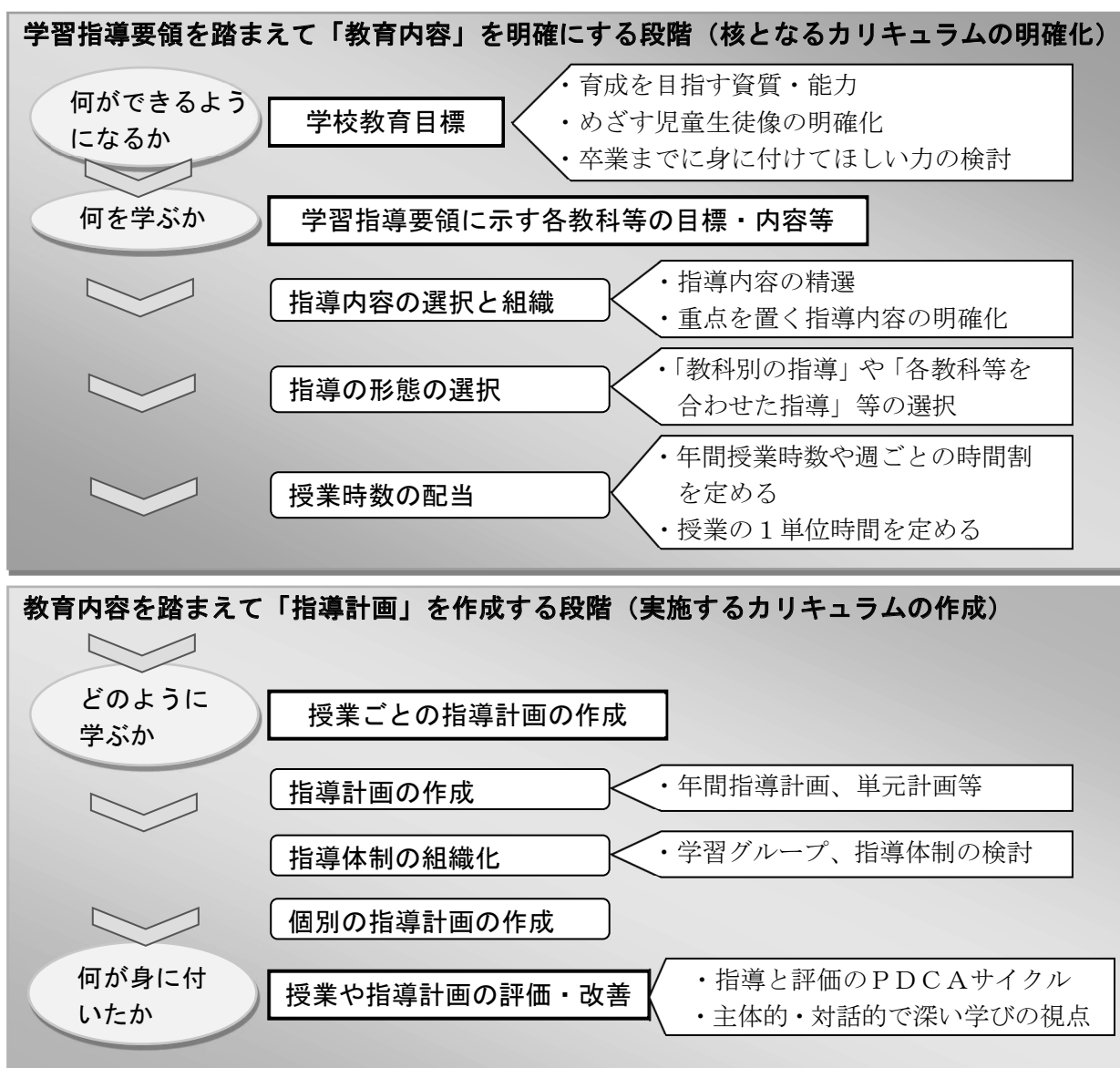
1 知的障害教育における教育課程の編成の特色

(1) 教育課程編成の基本的な考え方

教育課程を編成するに当たっては、児童生徒の教育的ニーズを的確に捉え、育成すべき資質・能力を明確にし、指導目標を設定するとともに、特別支援学校学習指導要領の「知的障害である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科等」から必要な指導内容を選択・組織し、どの「指導の形態」で指導することが有効であるかを授業時数との関連を図りながら、適切に設定することが必要である。

(2) 教育課程編成の基本的な流れ

教育課程編成の基本的な流れとして、「教育課程」と「指導計画」の接続を下図に示した。次項からは、その流れに沿って説明している。各学校で教育課程の作成や見直しを行う際、教育課程作成に関しては上段の流れ、指導計画作成に関しては下段の流れを参考にしてほしい。



図：教育課程と指導計画の接続

2 教育課程の編成に係る配慮事項

(1) 学校教育目標について

「育成を目指す資質・能力」を踏まえつつ、「目指す児童生徒像」、「卒業までに身に付けてほしい力」など、各学校の教育目標を明確にする。

自校の教育の全体構想が一目で分かるように工夫し、下表に示した内容の中から取捨選択し、「学校全体構想＝グランドデザイン」(P195参照)を作成する。学校の全体構想図は、かつては、主に教職員向けに作成されてきた。しかし、特色ある学校づくりや開かれた学校づくりがより一層強く求められる今日は、教職員の共通理解のためだけでなく、家庭や地域と共有していくことが大切である。その中で学校内外の様々な人的・物的資源などを効果的に活用していくこともカリキュラム・マネジメントの一つの側面として重要である。このグランドデザインがトップページとして、次ページ以降にそれに続く詳細な計画がまとめられているものを読めば「学校の全体構想」をつかむことができるよう各学校の教育課程や指導計画を整理していく必要がある。

表：グランドデザインに盛り込む内容例

ア 学校の使命やビジョンに関する内容	オ 関係機関との関わりに関する内容
・学校教育目標及びそれを支える教育理念	・国・県・市町村の動向、社会の要請
・目指す学校像	・PTAとの関係
・育てたい児童生徒像	・幼稚園や保育所、小・中学校、高等学校との関係
・学校経営方針	・公民館等地域機関との関係 など
・重点目標 など	カ 学校に対する期待や願いに関する内容
イ 学校課題と解決策等に関する内容	・保護者の願い
・学校の課題	・児童生徒の願い
・課題解決のための具体的方策	・教職員の願い
・評価 など	・地域の人々の願い など
ウ 特色ある教育活動に関する内容	キ その他
・地域の特色を生かした教育活動	・児童生徒の実態
・「総合的な学習(探究)の時間」の活動	・学習環境の整備 など
・他校にない特色ある教育活動 など	
エ 教職員に関する内容	
・校務分掌組織	
・教職員の資質及び専門性向上の取組 など	

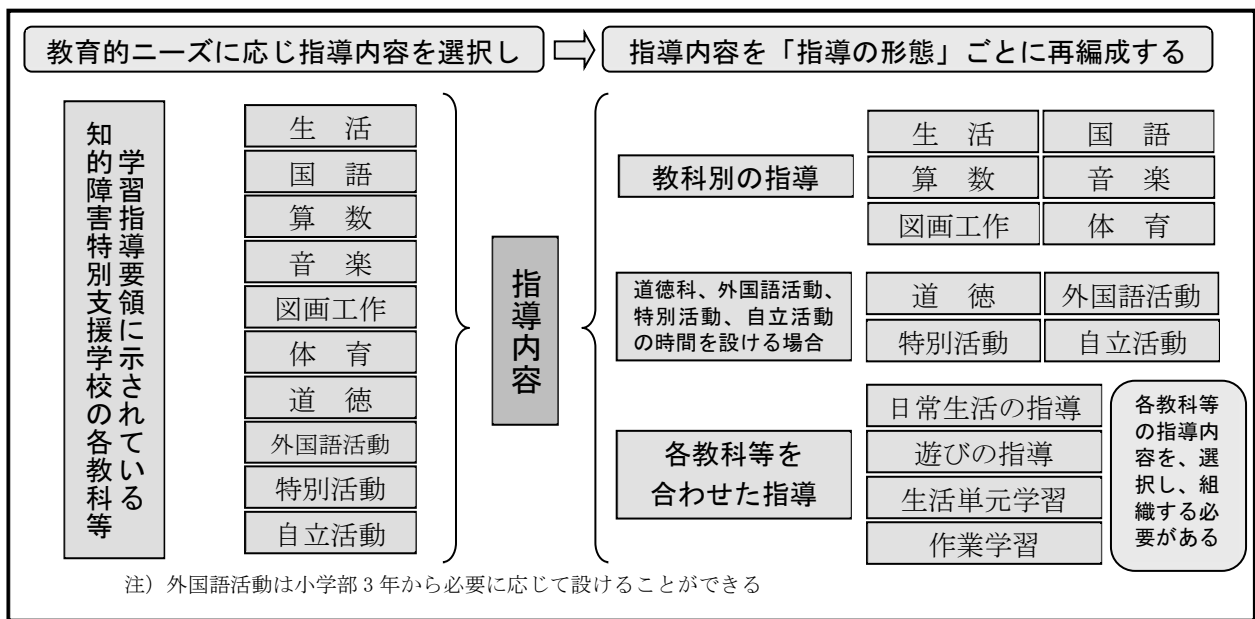
(H31年度教師となって第一歩[埼玉県教育委員会]P144より引用)

(2) 指導内容の選択と組織

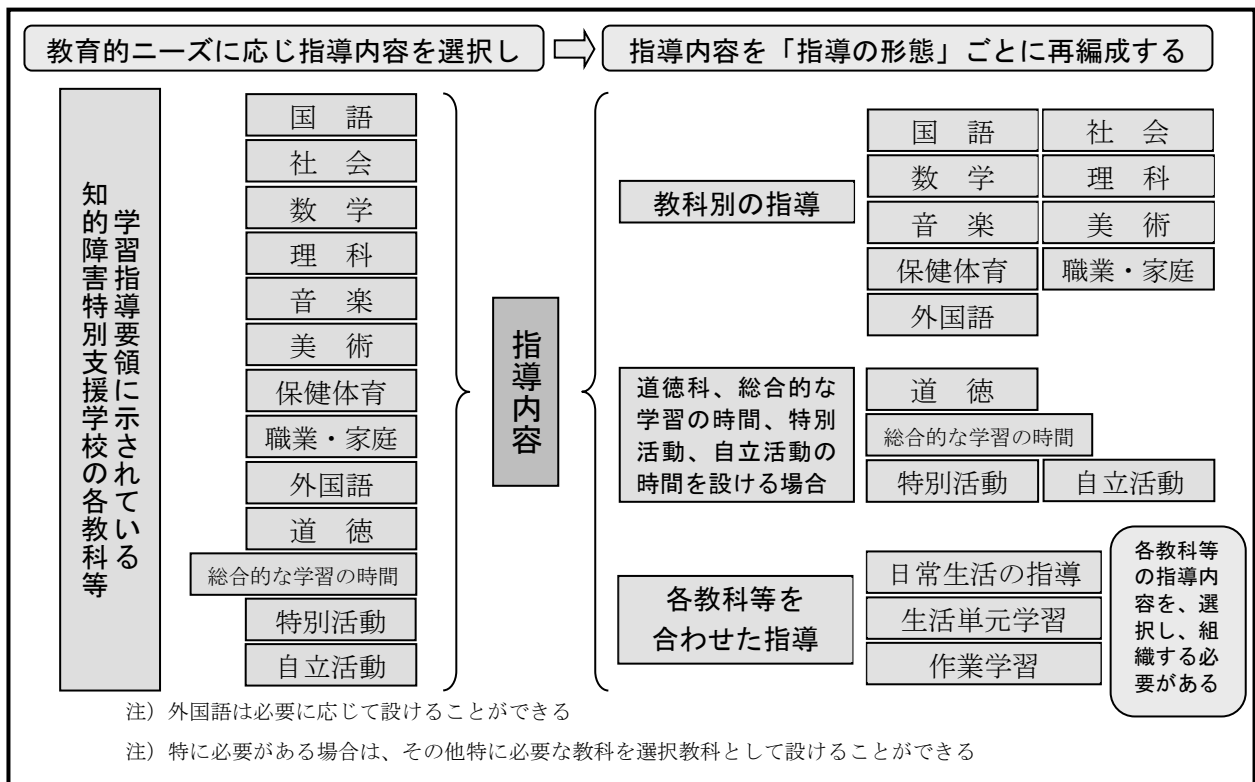
ア 指導内容の再編成の必要性

知的障害特別支援学校の各教科等については、小学校等とは異なる教科等が規定され、その教育内容が示されている(P52参照)。教育課程の編成においては、児童生徒の障害の状態などに即した指導を進めるため、各教科等の時間を設けて指導する場合と、それらを合わせて指導を行う場合がある。いずれの場合においても、児童生徒の学習上の特性を踏まえ、学習指導要領に示された各教科等から、一人一人の教育的ニーズに応じた指導内容を選択し組織する。実際の指導に当たっては、選択した指導内容を生活に即した活動や学習のまとまりとして「指導の形態」ごとに再編成し指導していくことが適切である(P173~174図参照)。

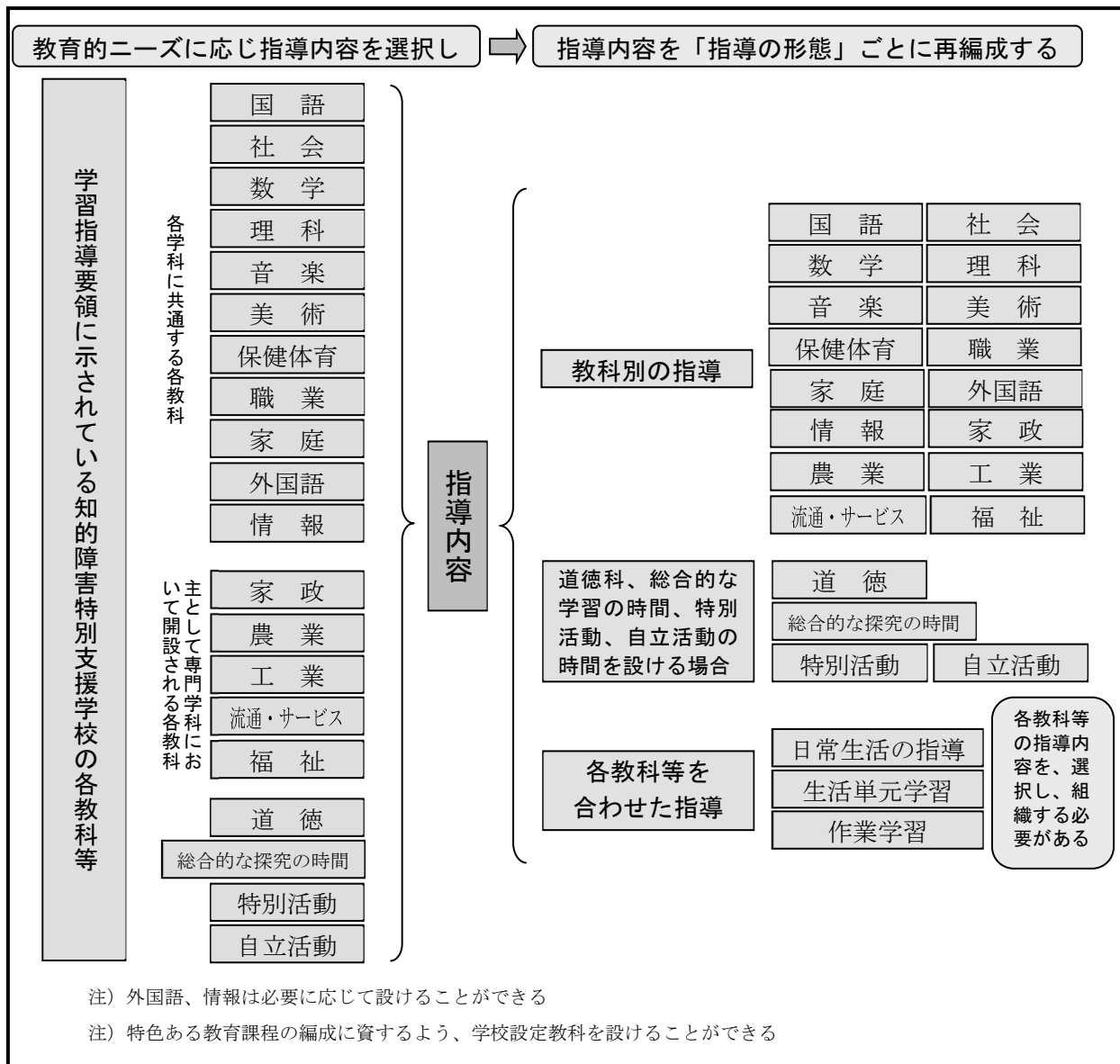
各学校では、児童生徒や地域、学校の実情に合わせた教育課程を編成することが必要となる。そのためには、各教科等の指導内容を基本に踏まえつつ、実際の授業や学習活動に含まれている学習内容を整理する必要がある。つまり、各教科等の指導内容は、児童生徒にとっては学習する内容の要素であり、それが「指導の形態」の中でどのように位置付けられているかを整理し、教職員間で共通理解が図られることが大切である。カリキュラム・マネジメントを促進させ、教育課程の質的向上を図るためには、各学校で作成した学習内容表やシラバス、全体指導計画や年間指導計画等を活用し、各教科等の指導内容に偏りがなく、また系統性があるかについて確認し、指導することが有効である。



図：教育課程の構造図（小学部）



図：教育課程の構造図（中学部）



図：教育課程の構造図（高等部）

イ 指導内容の選択と組織における留意点

指導内容を選択し、組織する際には、次のことに留意する。

- (ア) 一人一人の興味や関心、生活年齢、学習状況や経験を十分に考慮すること。
- (イ) 各教科等の目標及び段階の目標を踏まえ、どのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にすること。
- (ウ) 「指導の形態」ごとに関連性をもたせ、指導内容に重複や偏りが少なくなるようにすること。また、それぞれのつながりを意識して効果的に指導できるように整理すること。
- (エ) 学習指導要領、学習内容表、シラバスなどを活用し、指導内容が「指導の形態」の中で、どのように位置付いているのかを教職員間で共通理解すること。
- (オ) 学習指導要領解説の「目標・内容の一覧」などを活用し、選択した指導内容の前後の段階とのつながりや他の指導内容との関連を意識するなど、系統的、横断的な視点をもつこと。
- (カ) 各教科の段階に示す目標及び内容がバランスよく取り扱われるよう、小学部は6年間、中学部、高等部は3年間を見通して、具体的な指導内容を設定すること。

上記のように指導内容を選択し、組織する際には、学習指導要領が欠かせないものとなる。今回の学習指導要領の改訂では、P178の表「各教科等の改訂の概要」に示したように、各教科において各段階の系統性が明確になり、また、学習指導要領解説には各教科の「目標・内容の一覧」が示されるなど、活用しやすいものとなっているため、教育課程や指導計画を見直す際の一助としてほしい。(P178下表参照)

表：各教科等の改訂の概要（解説各教科等編 P22参照）

- ・育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき、目標や内容を構造的に示し、小・中学校や高等学校の各教科等の目標や内容等との連続性が整理された。
- ・段階ごとの目標が新設され、小・中・高の各段階における育成を目指す資質・能力が明確になった。また、各段階の内容のつながりが整理され、段階間で系統性のある内容が設定された。
- ・小・中・高の内容のつながりを充実させるために、中学部に新たに段階を設け、小学部3段階、中学部2段階、高等部2段階となった。（学年ではなく段階別に内容を示している理由は、同一学年であっても個人差が大きく学習や学習状況も異なるため、児童生徒の実態等に即して、各教科の内容を選択して効果的な指導ができるようにするためである。）
- ・各教科等において「指導計画の作成と内容の取扱い」が新たに示された。
- ・社会の変化に対応した内容の充実を図るため、例えば、国語における日常生活に必要な国語のきまり、算数・数学における生活や学習への活用、社会における社会参加や生活を支える制度、職業・家庭における働くことの意義、家庭生活における消費と環境などが充実された。
- ・小学部において、必要に応じて外国語活動を設けることが規定された。
- ・各学部の段階に示す内容を習得し目標を達成している児童生徒については当該学年の小学校等の学習指導要領における各教科等の目標及び内容の一部を取り入れることができるよう規定された。

表：目標・内容の一覧例（国語）（解説各教科等編 P550～）

学部	小学部			中学部	
教科の目標	言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で理解し表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。			言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で理解し表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。	
知識及び技能	(1)日常生活に必要な国語について、その特質を理解し使うことができるようにする。			(1)日常生活や社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。	
思考力、判断力、表現力等	(2)日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を身に付け、思考力や想像力を養う。			(2)日常生活や社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。	
学びに向かう力、人間性等	(3)言葉で伝え合うよさを感じるとともに、言語感覚を養い、国語を大切にその能力の向上を図る態度を養う。			(3)言葉がもつよさに気付くとともに、言語感覚を養い、国語を大切にその能力の向上を図る態度を養う。	
段階の目標	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階
知識及び技能	ア日常生活に必要な～	ア日常生活に必要な～	ア日常生活に必要な～	ア日常生活や社会生活に必要な～	ア日常生活や社会生活、職業～
思考力、判断力、表現力等	イ言葉をイメージ～	イ言葉が表す事柄～	イ出来事の順序～	イ順序立てて考える力や感じた～	イ筋道立てて考える力や～
学びに向かう力、人間性等	ウ言葉で表すこと～	ウ言葉がもつよさ～	ウ言葉がもつよさ～	ウ言葉がもつよさに気付く～	ウ言葉がもつよさに気付く～
内容	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階
知識及び技能	ア・・・	ア・・・	ア・・・	ア・・・	ア・・・
思考力、判断力、表現力等	A 聞くこと 話すこと	ア・・・	ア・・・	ア・・・	ア・・・
	B 書くこと	ア・・・	ア・・・	ア・・・	ア・・・
	C 読むこと	ア・・・	ア・・・	ア・・・	ア・・・

「育成を目指す資質・能力の三つの柱」に基づき、教科の目標、各段階の目標及び内容が構造的に示されている。一覧となっており指導計画を立てる際に指導内容の偏り（目標や内容がバランスよく取り扱われているか）や系統性（前後の段階とのつながり）を見る上で活用しやすい。

(3) 指導の形態の選択

ア 教科別の指導

知的障害特別支援学校においては、学習指導要領に示す「知的障害特別支援学校の各教科」をもとに指導を行うこととなるが、教科ごとの時間を設けて指導を行う場合は「教科別の指導」と呼ばれている。

ア) 基本的な考え方

指導を行う教科やその授業時数の定め方は、対象児童生徒によって異なる。したがって、教科別の指導を計画するに当たっては、教科別の指導で扱う内容について、児童生徒一人一人の実態に合わせて、個別的に選択・組織しなければならないことが多い。すなわち、教科指導の系統性を生かしながら、各教科の目標及び指導内容を踏まえた上で、児童生徒一人一人の興味や関心、生活年齢、学習状況や経験等を十分に考慮し、具体的な指導内容を設定することが大切である。(解説各教科等編 P28参照)

イ) 指導計画作成上の留意点

- a 指導計画の作成に当たっては、各教科の目標及び内容を踏まえ、個々の児童生徒が各学年までに、何を目標として学び、どの程度の内容を習得しているのか、個別の指導計画を基にするなどして、学習の習得状況の把握に努める必要がある。
- b 障害の状態により特に必要がある場合、当該学部の各教科の目標及び内容の一部又は全部を下学部の各教科の目標及び内容によって替えることができる (P53参照)。例えば、中学部の生徒が、中学部1段階で学習する数学科の「数と計算」の領域において、「3位数程度の整数の概念」の理解に困難がある場合、その基礎的・基本的な事項となる小学部2段階で学習する算数科の「10までの数の概念」が未習得な状態であれば、その内容に替えて指導するという状況が考えられる。他にも、例えば、中学部の教科「社会科」、「理科」及び「職業・家庭科」の目標及び内容を、小学部の「生活科」の目標及び内容によって替えることができる。また、幼稚部教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができる。いずれの場合も、教科の名称までを替えることはできないことに留意する必要がある。
- c 小学部の3段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している児童については、小学校学習指導要領に示された各教科の目標及び内容の一部を取り入れることができる。また中学部の2段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している生徒については、中学校学習指導要領並びに小学校学習指導要領に示された各教科の目標及び内容の一部を取り入れることができる (P54参照)。この場合、教科の名称までを替えることはできないことに留意する必要がある。
- d bに示したように、例えば、高等部の生徒であっても学習の習得状況によって小学部の教科の目標や内容を選択することがある。このような場合においても、生徒の生活年齢や経験等を十分考慮し、具体的な指導内容を設定することに留意する必要がある。
- e 指導に当たっては、各教科の目標及び段階の目標を踏まえ、児童生徒に対し、どのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にししながら、指導を創意工夫し、生活に即した活動を十分に取り入れつつ、学んでいることの目的や意義が理解できるよう、段階的に指導する必要がある。
- f 教科別の指導を一斉授業の学習形態で進める際、児童生徒の個人差が大きい場合もあるので、それぞれの教科の特質や指導内容に応じて、更に小集団を編成し個別的な手立てを講じるなどして、個に応じた指導を徹底する必要がある。
- g 個別の指導計画の作成に当たっては、他の教科別の指導や各教科等を合わせた指導などとの関連を図るとともに、習得したことを適切に評価できるように計画する必要がある。(解説各教科等編 P28、同総則編 P331参照)

イ 道徳科、外国語活動、総合的な学習（探究）の時間、特別活動、自立活動の時間を設けて指導を行う場合

【特別の教科 道徳】（解説各教科等編 P29）

ア) 基本的な考え方

個々の児童生徒の興味や関心、生活に結び付いた具体的な題材を設定し、実際的な活動を取り入れたり、視聴覚機器を活用したりするなど一層の工夫を行いながら、児童生徒が自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深めながら、道徳的実践力を身につけることができるようすることが大切である。

各学校においては、道徳の時間を特別に設けない場合も、道徳教育の全体計画に基づき、各教科等との関連を図りながら指導していく必要がある。

イ) 指導計画作成上の留意点

道徳の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取り扱いについては、小・中学校に準ずるため小学校、中学校の学習指導要領を参照のこと。合わせて次の事項に留意すること。

（解説各教科等編 P524）

- a 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養い、健全な人生観の育成を図ること。健全な人生観の育成とは、道徳教育の目標である道徳性の育成を指すものである。児童生徒の中には、障害があることで、自己の生き方について悩んだり、自信を失ったりして、何ごとに対しても消極的な態度になりがちな者がいるため、道徳科を含め、教育活動全体を通じ、児童生徒が自己の障害について認識を深め、自ら進んで学習上または生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高めるように留意すること。
- b 各教科等と関連を密にしながらか経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導すること。
- c 個々の児童生徒の障害の状態、生活年齢、学習状況や経験等を考慮し、指導の重点を明確にし、具体的なねらいや指導内容を設定し、体験的な活動を取り入れること。

【外国語活動】（解説各教科等編 P29）

ア) 小学部における外国語活動の新設について

知的障害のある児童においても、例えば、外国語の歌詞が一部含まれている歌を聞いたり、外国の生活の様子を紹介した映像を見たりするなど、日常生活の中で外国の言語、文化に触れる機会が増えてきている。このため、小学校における外国語教育の充実を踏まえ、小学部において、外国語に親しみ、外国の言語や文化について体験的に理解や関心が深められるよう教育課程に外国語活動の内容を加えることができることとなった。

知的障害のある児童の学習の特性等を踏まえ、外国語活動の目標及び内容について、以下の配慮がされている。（解説各教科等編 P529）

- a 育成を目指す三つの資質・能力を目標とすることは小学校の外国語活動と同様であるが、言語活動が「聞くこと」「話すこと」の二つの領域で設定されている。また、領域別の目標は示さず、指導計画を作成する際、児童の実態に応じて適切な目標を設定することができるように配慮されている。
- b 小学校と同学年からとなる、小学部3学年以上の児童を対象とし、国語科の3段階の目標及び内容を学習する児童が学ぶことができるように目標及び内容が設定されている。
- c 児童の学習の特性を踏まえ、育成を目指す資質・能力が確実に育まれるよう、興味・関心のあるものや日常生活との関わりがある内容が重視されている。

イ) 基本的な考え方

個々の児童の興味や関心、生活に結び付いた具体的な題材を設定しながら、外国語や外国の文化に触れることを通して、外国語に親しみ、体験的に理解を深め、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成できるよう指導していく必要がある。

(ウ) 指導計画作成上の留意点

目標及び内容、指導計画の作成と内容の取扱いについては、特別支援学校学習指導要領に「知的障害特別支援学校の外国語活動」として示されているので参照のこと。(解説各教科等編 P529～545)

【総合的な学習の時間】

(ア) 基本的な考え方

総合的な学習の時間については、中学部において、適切な授業時数を定めることとされている。「実社会や実生活の中から問いを見だし解決するような探求的な活動」や、「他者と適切に関わり合ったり、協働して課題を解決するような協働的な活動」を体験的に取り組む中で、「各教科等で習得した知識や技能を総合的に働かせたり」、「互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする」よう指導することが大切である。

(イ) 指導計画作成上の留意点

総合的な学習の時間の目標及び内容、指導計画の作成と内容の取扱いについては、中学校に準ずるため中学校の学習指導要領を参照のこと。合わせて次の事項に配慮すること。(解説各教科等編 P546～)

- a 生徒の障害の状態や発達の段階等を十分考慮し、補助具や補助的手段、コンピュータ等の情報機器を適切に活用するなど、学習が効果的に行われるよう配慮すること。
- b 体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じて、中学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。
- c 探求的な学習を行う場合には、生徒の学習上の特性として、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすいことなどを踏まえ、各教科等の学習で培われた資質・能力を総合的に関連付けながら、具体的に指導内容を設定し、生徒が自らの課題を解決できるよう配慮すること。

【総合的な探究の時間】

(ア) 基本的な考え方

総合的な探究の時間については、高等部において、適切な授業時数を定めることとされている。「自己の在り方生き方を考えながら、実社会や実生活と自己の関わりから問いを見だし解決するような探究的な活動」や、「他者と適切に関わり合ったり、協働して課題を解決するような協働的な活動」を体験的に取り組む中で、「各教科等で習得した知識や技能を総合的に働かせたり」、「互いのよさを生かしながら、新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとする」よう指導することが大切である。中学部における総合的な学習の時間の取組の成果を生かしつつ、より探究的な活動を重視する必要がある。

(イ) 指導計画作成上の留意点

総合的な探究の時間の目標及び内容、指導計画の作成と内容の取扱いについては、高等学校に準ずるため高等学校の学習指導要領を参照のこと。合わせて次の事項に配慮すること

- a 生徒の障害の状態や発達の段階等を十分考慮し、学習活動が効果的に行われるよう配慮すること。
- b 体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じて、中学部又は中学校までの学習を踏まえ、高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。
- c 探究的な学習を行う場合には、生徒の学習上の特性として、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすいことなどを踏まえ、各教科等の学習で培われた資質・能力を総合的に関連付けながら、具体的に指導内容を設定し、生徒が自らの課題を解決できるよう配慮すること。

【特別活動】（解説各教科等編 P29）

ア) 基本的な考え方

児童生徒の障害の状態や生活年齢に応じて様々な集団活動の設定や活動内容の工夫を通して、他者との望ましい人間関係を築いたり、集団の一員として活動に参画したりできるような指導することが大切である。例えば、学級活動においては、友達への関わり方について、具体的な場面を取り上げて学習することや、学校生活に必要な係を分担し、主体的、実践的な態度を育てることが大切である。また、学校行事等を設定する際にも、生活年齢を十分踏まえ、学年にふさわしい内容を工夫していくことが大切である。

イ) 指導計画作成上の留意点

特別活動の指導計画の作成と内容の取扱いについては、小・中学校に準ずるため小学校、中学校の学習指導要領を参照のこと。合わせて次の事項に留意すること。（解説各教科等編 P548～）

- a 特別支援学校における一学級当たりの児童生徒数は、小・中学校に比較するとかなり少ないため、学級活動においては、適宜他の学級や学年と合併するなど、少人数からくる制約を解消し、活発な集団活動が行われるようにすること。
- b 「交流及び共同学習」や「地域の人々などと活動を共にしたりする機会」などを積極的に設けること。また、児童生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法を適切に定めること。
- c 児童生徒の障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、具体的なねらいや指導内容を設定すること。また、児童生徒の理解に基づく、生活に結び付いた内容を、実際の場面で具体的な活動を通して指導すること。

【自立活動】（解説各教科等編 P30）

「4 知的障害教育における自立活動」（P193～）に詳しく示す。

ウ 各教科等を合わせた指導

「各教科等を合わせた指導」とは、各教科、道徳科、特別活動、自立活動及び小学部においては外国語活動の一部又は全部を合わせて指導を行うことをいう。児童生徒の学校での生活を基盤とし、学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的であることから、従前より「日常生活の指導」、「遊びの指導」、「生活単元学習」、「作業学習」などが行われている。

各教科等を合わせて指導を行う場合においても、各教科等の目標を達成していくこととなり、育成を目指す資質・能力を明確にして指導計画を立てることが重要となる。

「各教科等を合わせた指導」においては、各教科等の目標及び内容を踏まえた上で、児童生徒の実態に応じた生活に基づく個々の目標及び内容が設定されるという大きな特徴がある。指導に当たっては、各教科等の目標の系統性や内容の関連性に十分配慮しつつ、各教科等の指導内容を、生活や活動の自然なまとまりに基づいて単元を計画し、生活や活動の系統性をもたせた授業を計画することが効果的である。また、単に各教科等の指導内容を寄せ集めるのではなく、児童生徒の実態に応じて自立や社会参加に結び付く目標や内容を計画することが大切である。

【日常生活の指導】（解説各教科等編 P31）

ア) 基本的な考え方

児童生徒の自立を目指し、日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動について、知的障害の状況、生活年齢、学習状況や経験等を踏まえながら計画的に指導するものである。

生活科を中心として、特別活動の「学級活動」など広範囲に各教科等の内容が扱われる。例えば、衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄、食事、清潔など基本的生活習慣の内容や、あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、きまりを守る事などの日常生活や社会生活において、習慣的に繰り返される、必要で基本的な内容である。

(イ) 指導計画作成上の留意点

- a 日常生活や学習の自然な流れに沿い、その活動を実際的で必然性のある状況下で取り組むことにより、生活や学習の文脈に即した学習ができるようにする。例えば、靴の履き替えの練習を取り立てて指導するのではなく、登下校時や校庭に向かう時など、靴の履き替えが必要な場面を指導の機会として計画する。
- b 毎日反復して行い、望ましい生活習慣の形成を図るものであり、繰り返しながら取り組むことにより「自分から取り組むようになる」など、習慣化していく段階を経て、さらには、自ら工夫し、「より効率よくできるようになる」、「より丁寧にできるようになる」など、発展的な内容を取り扱うようにすること。
- c できつつあることや意欲的な面を考慮し、適切な支援を行うために具体的な指導の手立てを講じるとともに、生活上の目標を達成していくために、学習状況等に応じて課題を細分化してスモールステップで取り組ませるなど、段階的な指導ができるものであること。
- d 指導場面や集団の大きさなど、活動の特徴を踏まえ、個々の実態に即した効果的な指導ができるように計画すること。そのために、個々の実態を、指導前や指導の過程において詳細に把握すること。
- e 学校と家庭等とが連携を図り、児童生徒が学校で取り組んでいること、また家庭等でこれまで取り組んできたことなどの双方向で学習状況を共有し、指導の充実を図ること。
- f 日常生活の指導では、単に身近生活に必要な習慣や技能を身に付けるようにすることだけにとどまらず、日常生活の中で周囲の人と関わり、自分の考えを表現できるようにすることや、より自立的に行う意欲や学んだことを生活に生かそうとする態度を育てることなど、育成を目指す資質・能力の三つの柱を意図しながら計画する。

【遊びの指導】（解説各教科等編 P32）

(ア) 基本的な考え方

主に小学部段階において、遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間との関わりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促していくものである。

- ・ 身体感覚や運動機能、操作性を高める。
- ・ 協同的な遊びの中で、人間関係や社会性の基礎を育てる。
- ・ 情緒の安定を図るとともに、自発的に行動しようとする意欲や目的行動を育む。
- ・ 認知力、コミュニケーション能力（理解・表出）を育む。

生活科をはじめ、体育科など各教科等に関わる広範囲の内容が扱われ、自由遊びから課題遊びまで連続的に設定される。

遊びの指導の成果を各教科別の指導につながるようにすることや、活動に向き合う意欲、学習面、生活面の基盤となるよう計画的な指導を行うことが大切である。

【自由遊び】

- ・ 一定の場や遊具等が設定されることなく、児童が自由に取り組む遊びである。
- ・ 自由遊びは、全く自由に遊べばよいと考えるのではない。児童が自由に遊びながら、自然な状態で課題を発展的に乗り越えられるように教育的配慮をする。
- ・ 遊びの指導の成果を各教科別の指導につながるようにすることなど、自由遊びの中から、次のヒントを得るよう心がけながら指導する。

【課題遊び】

- ・ 期間や時間の設定、題材や集団構成などに一定条件を設定し、一定の課題に沿って取り組む遊びである。児童の主体性を大切に指導する。
- ・ 課題は、生活単元学習や音楽、図画工作、体育等の学習課題へと移行し発展していく内容的要素がある。

(イ) 指導計画作成上の留意点

- a 児童の意欲的な活動を育めるようにすること。その際、児童が主体的に遊ぼうとする環境を設定すること。
- b 教師と児童、児童同士の関わりを促すことができるよう、場の設定、教師の対応、遊具等を工夫し、計画的に実施すること。
- c 身体活動が活発に展開できる遊びや室内での遊びなど児童の興味や関心に合わせて適切に環境を設定すること。
- d 遊びをできる限り制限することなく、児童の健康面や衛生面に配慮しつつ、安全に遊べる場や遊具を設定すること。
- e 自ら遊びに取り組むことが難しい児童には、遊びを促したり、遊びに誘ったりして、いろいろな遊びが体験できるよう配慮し、遊びの楽しさを味わえるようにすること。

【生活単元学習】（解説各教科等編 P32）

(ア) 基本的な考え方

児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立や社会参加のために必要な事柄を実際的・総合的に学習するものである。

生活単元学習では、広範囲に各教科等の目標及び内容が扱われる。児童生徒の学習活動は、各教科等の目標及び内容を踏まえた上で、児童生徒の実態に応じて実際の生活上の目標や課題に沿った指導目標や指導内容を組織することが大切である。

(イ) 指導計画作成上の留意点

- a 単元は、実際の生活から発展し、児童生徒の障害の状態や生活年齢及び興味・関心を踏まえたものであり、個人差の大きい集団にも適合するものであること。
- b 単元は、必要な知識や技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等の育成を図るものであり、生活上の望ましい態度や習慣が形成され、身に付けた力が現在や将来の生活に生かされるようにすること。
- c 単元は、児童生徒が指導目標への意識や期待をもち、見通しをもって、活動に意欲的に取り組むものであり、目標意識や課題意識、課題の解決への意欲等を育む活動を含んだものであること。
- d 単元は、一人一人の児童生徒が力を発揮し、主体的に取り組むとともに、学習活動の中で様々な役割を担い、集団全体で単元の活動に協働して取り組めるものであること。
- e 単元は、各単元における児童生徒の指導目標を達成するための課題の解決に必要なかつ十分な活動で組織され、その一連の活動は、児童生徒の自然な生活としてのまとまりのあるものであること。
- f 単元は、各教科等に係る見方・考え方を生かしたり、働かせたりすることのできる内容を含む活動で組織され、児童生徒がいろいろな単元を通して、多種多様な経験をし、各教科等の見方・考え方が鍛えられるよう計画されていること。
- g 一つの単元が、2、3日で終わる場合もあれば、1学期間など長期にわたる場合もあるため、年間における単元の配置（年間指導計画）や、各単元の構成や展開（単元計画）等について組織的・体系的に検討し評価・改善すること。
- h 前の学年で取り組んだ単元を繰り返し設定する時は、児童生徒の生活年齢や経験に応じて、発展的な学習内容・活動を取り入れた指導計画を作成すること。
- i 学校行事や季節的な行事を単元として取り上げる場合、行事に向けた取組の中に、各教科等のどのような指導内容があるかを明確にすること。また、教科等横断的な視点で他の指導との関連を図り、児童生徒がその時期の学校生活に目当てと見通しをもって取り組むことができるようにすること。
- j 学校行事を生活単元学習として計画した場合は、例えば、学校行事当日は特別活動「学校行事」の時数として総授業時数から除外し、事前・事後の指導は生活単元学習の授業時数として、総授業時数に充てるなど、授業時数の扱いに留意すること。

【作業学習】（解説各教科等編 P33）

ア) 基本的な考え方

作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものである。児童生徒の働く意欲を培いながら、将来の職業生活や社会自立に向けて基盤となる資質・能力を育むことが重要である。

作業学習は、中学部では職業・家庭科の目標及び内容が中心となり、高等部では職業科、家庭科及び情報科の目標及び内容や、主として専門学科において開設される各教科の目標及び内容を中心とした指導の形態である。

小学部の段階では、生活科の目標及び内容を中心として作業学習を行うことも考えられるが、児童の生活年齢や発達段階等を踏まえると、生活単元学習など他の学習の中で、作業学習につながる基礎的な内容を含みながら単元を構成することが効果的である。

イ) 指導計画作成上の留意点

- a 児童生徒にとって教育的価値の高い作業活動等を含み、それらの活動に取り組む意義や価値に触れ、喜びや完成の成就感が味わえること。
- b 地域性に立脚した特色をもつとともに、社会の変化やニーズ等にも対応した持続性や教育的価値のある作業種を選定すること。
- c 個々の児童生徒の実態に応じた教育的ニーズを分析した上で、段階的な指導ができるものであること。
- d 知的障害の状態等が多様な児童生徒が、相互の役割等を意識しながら協働して取り組める作業活動を含んでいること。
- e 作業内容や作業場所が安全で衛生的、健康的であり、作業量や作業の形態、実習時間及び期間などに適切な配慮がなされていること。
- f 作業製品等の利用価値が高く、生産から消費への流れと社会的貢献などが理解されやすいものであること。

ウ) 産業現場等における実習について

「産業現場等における実習」については、現実的な条件下で、生徒の職業適性等を明らかにし、職業生活や社会生活への適応性を養うことを意図するとともに、働くことに関心をもつことや、働くことのよさに気付くことなど、将来の職業生活を見据えて基盤となる力を伸長できるように実施していくことが大切である。更に中学部の職業・家庭科、高等部の職業科に示す「産業現場等における実習」を中心とし、各教科等の目標や広範な内容を包含し、指導計画を作成することに留意する必要がある。

実施に当たっては、保護者、事業所及び関係機関等との密接な連携を図り、綿密な計画を立て、評価・改善することが大切である。また、実習中の巡回指導についても適切に計画し、生徒の状況を把握するなど柔軟に対応する必要がある。

(4) 授業時数等の取扱い（解説総則編 P219～ P233）

ア) 年間総授業時数

特別支援学校の小学部及び中学部の総授業時数は、小学校及び中学校の各学年における総授業時間数に準ずるものとなっている。この場合、各教科等の目標及び内容を考慮し、それぞれの年間の総授業時数を適切に定めるものとする。したがって、小学部1学年は年間850単位時間、2学年は910単位時間、3学年は980単位時間、4学年以上は1015単位時間が標準である。中学部は各学年1015単位時間が標準である。（P55参照）また、高等部の各学年における総授業時数は、1050単位時間を標準とし、特に必要がある場合には、これを増加することができる。この場合、各教科等の目標及び内容を考慮し、それぞれの年間の授業時数を適切に定める。高等部の専門学科においては、専門教科においては、全ての生徒に履修させる授業時数は875単位時間を下らないこと。（P62参照）

イ) 1単位時間

1単位時間は、小学部45分、中学部・高等部50分として計算するものとする。

ウ) 年間授業週数

小学部、中学部及び高等部の各授業等の授業は年間35週（小学部第1学年については34週）以上にわたって行うように計画し、週当たりの授業時数が児童生徒の負担にならないよ

うにする。ただし、各教科等（中学部においては、特別活動を除く）や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。

エ 総合的な学習の時間、総合的な探究の時間に充てる授業時数

中学部については、中学校に準じて総合的な学習の時間を設け、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮して、適切に授業時数を定めるものとする。高等部については、高等学校に準じて総合的な探究の時間を設け、生徒や学校の実態に応じて、適切に定めるものとする。

総合的な学習の時間、総合的な探究の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に揚げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に揚げる各行事の実施に替えることができる。

オ 特別活動に充てる授業時数

小学部の児童会活動、クラブ活動及び学校行事並びに中学部の生徒会活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、適切な授業時数を充てるものとする。高等部の生徒会活動及び高等部の学校行事については、学校や生徒の実態に応じて、それぞれ適切な授業時数を充てる。また、ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間35単位時間以上とする。

カ 自立活動の時間に充てる授業時数

児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて適切に定めるものとする。

キ 時間割について

各学校の時間割については、次の事項を踏まえ適切に編成するものとする。

- (ア) 各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに各教科等や学習の特質を考慮して適切に定めること。
- (イ) 各教科の特性に応じ、10分から15分程度の短い時間を活用して特定の教科等を行う場合において、該当教科等を担当する教師が、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等に責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を該当各教科等の授業時数に含めることができること。
- (ウ) 給食、休憩等の時間については、各学校において工夫を加え、適切に定めること。
- (エ) 各学校において、児童又は生徒や学校、地域の実態及び各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かした時間割を弾力的に編成できること。（例えば、学校行事に関わる学習活動をまとめて取り組むなど。但し、あくまでも計画的に実施し、必要に応じて授業を入れ替えるなどして、各授業の総時数が計画通り実施されるように留意すること。）
- (オ) 高等部の教育課程の編成に当たっては、選択履修の趣旨を生かし、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた適切な各教科の履修ができるようにし、多様な教科を設け生徒が自由に選択履修することのできるよう配慮するものとする。また、教育課程の類型を設け、そのいずれかの類型を選択して履修させる場合においても、その類型において履修させることになっている各教科以外の教科を履修させたり、生徒が自由に選択履修することのできる教科を設けたりするものとする。

(5) 日課表の作成

ア 日課表の意義

日課表は、教育課程を具体的に実施していく際の学校の1日の生活スケジュールであり、学校の教育目標の具現化と各教科等の目標達成を基本的なねらいとして作成されるものである。各学校においては児童生徒や地域の実態を考慮し、創意工夫を生かして日課表を作成することが大切である。

イ 日課表作成上の留意点

- (ア) 児童生徒が見通しをもって生活と学習ができる一週間とする。児童生徒の主体性や自主性を育てるためには、生活がある一定のリズムをもって自然な流れとして繰り返され、活動に見通しがもてるようにすることが重要である。児童生徒が主体的に取り組める日課表

を作成する必要がある。

- (イ) 特に小学部段階においては、中心的な教科等が帯状になるよう設定することが望ましい。また、一日の流れがモザイクのように細切れにならず、節や区切りを付け、まとまりのある活動が行われるようにしていくことが大切である。
- (ウ) 日課表の授業名は児童生徒や家庭及び学校で分かりやすいものにする。ただし、教育的意義を踏まえた名称にする。

(6) 複数の教育課程

特別支援学校における教育課程編成の類型を整理すると、①小・中学校、高等学校の各教科を中心として編成した教育課程（準ずる教育課程）、②知的障害のある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科を中心として編成した教育課程、③自立活動を中心として編成した教育課程、の3つを基本と考えることができる。知的障害特別支援学校では、上記の②または③の類型の派生的な教育課程を編成しており、例えば、同じ小学部でも、一般学級では②の教育課程、重複学級では③の教育課程を編成するなど児童生徒の実態や特性に応じてより適した教育課程を編成することがある。特に高等部においては、中学部から進学する生徒の他に、中学校の特別支援学級や通常学級から進学してくる生徒も多数在籍するため、生徒一人一人の実態や特性の幅が大きい。そこで、学校の状況、地域性など考慮しながら、生徒一人一人の実態を踏まえ、例えば「自立と社会参加を目指し、そのために必要な力を育てる」、「就労を目指し、主体的に生活する力や働く力を育てる」など卒業後の目指す姿を明確にし、より生徒一人一人に応じた教育課程を設定することが望ましい。

3 指導計画の活用

(1) 指導計画の作成

ア 指導計画について

「教育課程」が、教育の内容を学年段階に応じ授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画とすると、「指導計画」は、授業につながる具体的な指導に重点を置いて作成したものであり、それぞれの教科等について、学習グループごとに、指導目標、指導内容、指導方法、指導の時間配当などを定めた、より具体的な計画である。指導計画には、年間指導計画や単元、題材、主題（以下単元等）ごとの指導計画（単元計画等）、そして学習指導案に至るまで各種のものがある。

「教科別の指導」の計画では、教科指導の順序性や系統性を生かしながら、各教科の目標及び内容を踏まえた上で、生活と関連したねらいと活動を十分に取り入れつつ、児童生徒の実態に即して、段階的に計画することが大切である。

「各教科等を合わせた指導」の計画においては、各教科等の目標の系統性や内容の関連性に十分配慮しつつ、各教科等の指導内容を関連付け、生活や活動の自然なまとまりに基づいて単元を計画し、生活や活動の系統性をもたせた授業を計画することが効果的である。また、単に各教科等の指導内容を寄せ集めるのではなく、児童生徒の実態に応じて自立や社会参加に結び付く目標や内容を計画することが大切である。

イ 年間指導計画の作成

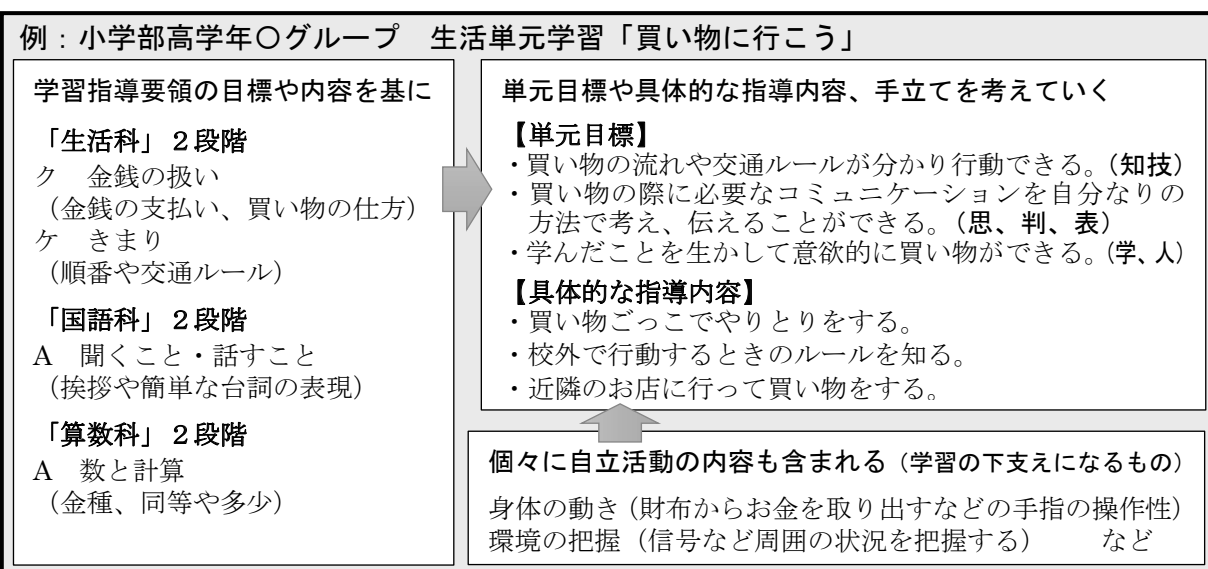
年間指導計画は、その年度の各教科等における学習活動の見通しをもつために、1年間の流れに沿って、単元等を配列し、学習内容の概要を示したものである。次項に年間指導計画の作成手順や評価方法、様式例を示す。この様式例は全体で示された様式と比べ、いくつか事項を追加したものを示しているが、これは、指導計画の評価を通じて授業の改善や蓄積を行っていくことをねらいとしたためである。各学校で年間指導計画の様式を見直す際は、各学校における年間指導計画の役割を明確にし、必要な事項を盛り込んだ様式を作成することが大切である。

表：年間指導計画の作成手順（次頁の様式例参照）

<p>① 単元名等の設定 学習グループの児童生徒の実態を踏まえ、生活や実践に結び付いた内容を設定する。</p> <p>② 指導目標の設定 単元等ごとに、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の観点で目標を設定する。</p> <p>③ 指導内容・手立ての設定 具体的な指導内容、指導の流れ、使用教材、手立てなどを示す。</p> <p>※ 指導計画の作成に関しては、各教科等の目標及び内容を基にして、それらの目標の系統性や内容の関連性に十分に配慮しながら作成する。様式にはこの手続きを示す欄は特に設けていないが大切な手続きである。特に、各教科等を合わせた指導に関しては、各教科等のどの指導内容を合わせて指導するのかを教員間で共通理解を図ることが大切である。</p>

表：年間指導計画を用いた評価方法（評価と改善については P191参照）

<p><1つの単元等が終了した際></p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業目標に準拠し、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の三観点で学習の課程や成果を評価する。 ・指導内容・手立てについて、実施した内容を踏まえ加筆修正を行う。次年度以降の引継資料になるよう必要事項を記録する。また、年度当初立てた計画を修正する際は、取り消し線を使い記録として残すとよい。また、実施時数も記録に残す。 <p><年度末></p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標や内容の設定、指導方法や手立て、授業時数、学習グループや指導体制についてなど指導計画全体について評価し、課題については改善点を検討し次年度以降の引継資料とする。 <p><中長期的（3年程度）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間指導計画の蓄積を基に、児童生徒の生活年齢や前後の学年、学部との系統性、更には、小中学校、高等学校との連続性や社会の変化なども視野に入れながら、組織的に評価・改善を行い、学校全体の教育課程の改善につなげていく。
--



図：指導計画作成のイメージ（例：生活単元学習）

表：年間指導計画の様式例

○年度 「各教科等」 年間指導計画 ○学部○年○組 or グループ名：○（人数） 担当：○○、○○					
学期・月	単元・題材・主題名	授業目標	指導内容・手立て	評価	時数
1	4 児童生徒の実態を踏まえ、生活や実践に結び付いた内容を設定	<p>何ができてようになるか 単元等ごとに「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向う力、人間性等」の観点を考慮し作成</p> <p>何を学ぶか 学習指導要領の各教科の目標や内容等と関連付けて設定</p>	<p>どのように学ぶか 指導内容、流れ、使用教材、手立て等を記入</p> <p>※単元等終了時に加筆修正 評価の際に実際に行った内容や手立てを記入し、指導の蓄積ができるようにする。修正箇所は取り消し線で示すとよい。</p>	<p>何が身に付いたか ※単元等終了時に評価 授業目標に準拠し、観点別学習状況の評価「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の三観点で評価</p> <p>実施時数／予定時数</p>	/
					/
2					/
					/
					/
3					/
					/
					/
<p>授業評価・改善</p> <p>※年度末に計画全体について評価・改善 <ul style="list-style-type: none"> ・目標や内容の設定、指導方法や手立てについて「主体的・対話的で深い学び」の視点での評価 ・授業時数、学習グループや指導体制について評価 ※課題点は改善点を挙げ、引継資料とする。 </p> <p>これらの評価を通して、指導計画の改善や蓄積を行っていくことが大切。また、児童生徒の生活年齢や前後の学部・学年との系統性、更には小・中学校、高等学校との連続性や社会の変化等も視野に入れ、定期的(3年程度)に教育課程の改善を行うことが望ましい。</p>					総時数 /

(2) 学習グループと指導体制の組織化

ア 学習グループの編成

各授業の目標や内容を効果的に学習するためには、学習内容・活動に応じた適切な学習グループを編成し、指導に当たる必要がある。円滑な対人関係や集団・社会生活によりよく参加していく力を高められるよう、児童生徒の障害の状況や発達段階等に応じた学習グループを組織することが大切である。また、一つの授業の中でも、一斉指導、グループ別の指導、個別の指導など、どの学習形態が効果的であるかを学習内容に応じて展開していく必要がある。また学習グループの中においては、常に児童生徒の課題に応じた個別化を図っていくことが大切である。

学習グループの編成に当たっては、次のことに留意する。

- ・児童生徒にとって、「どのような力をどのような集団で身につけるのか」について十分に検討し、編成する。
- ・児童生徒の障害の状況や学習の習熟度等の実態を適切に把握し、編成する。
- ・児童生徒が相互に作用し、学習効果を生み出すように編成する。
- ・学年をまたぐ大きなグループでは、上級生がリーダーとなるなど、下級生が上級生の活動の姿から学ぶといった場面を計画的に設定する。
- ・児童生徒の実態や学習の様子について、学級担任と各学習グループ担当で情報交換を行い、共通理解を図る場を設ける。
- ・多様な学習グループを編成することで、学校生活に見通しがもちづらくなったり、情緒が不安定になったりしないよう、児童生徒の認知や社会性などの発達段階の状況等に配慮して編成する。

イ 指導体制の組織化

社会に開かれた教育課程を実現するためには、教職員が教育目標や教育方針、具体的な手立てを共有し、十分なコミュニケーションを図るとともに、グランドデザイン等で学校の特色を示し、取組の方向性を家庭や地域と共有していくことで、学校内外の様々な人的・物的資源を最大限生かした教育活動を展開していくことが大切である。

指導体制の組織化に当たっては、次のことに留意する。

- ・教職員が日常的に意思疎通を図り、共通理解に基づいて指導体制や指導内容・方法などの工夫や改善等を行い、組織体としての力を高めること。
- ・教職員一人一人が得意な分野や専門性、経験、特性等を生かし、それぞれの力を十分発揮できるようにする。また、各授業におけるチームティーチングの方法については、学習指導略案等を活用するなどし、教職員間で共通理解を図りながらよりよく工夫・改善を行っていくこと。
- ・授業の質を上げていくために、授業研究会等を年間の研修計画に位置付けていく。その際、研究部等を中心として、学年、学部、教科部会、学校全体等で授業研究会を適切に実施し、カリキュラム・マネジメントを促進させて、学校の教育目標の実現に向け取り組むこと。
- ・ST（言語聴覚士）、OT（作業療法士）、PT（理学療法士）、CP（臨床心理士）、作業学習の講師等の外部専門家を計画的に活用し、指導の充実を図ること。
- ・ボランティアやインターンシップ、自然や伝統文化と触れ合う体験的な学習や職場体験等、地域の人的・物的資源を効果的に活用するよう努めること。
- ・コンピュータ等の情報機器や教材・教具を活用し、その教材等を用いた指導について教職員間で共有し、指導の充実を図ること。

(3) 個別の指導計画の作成

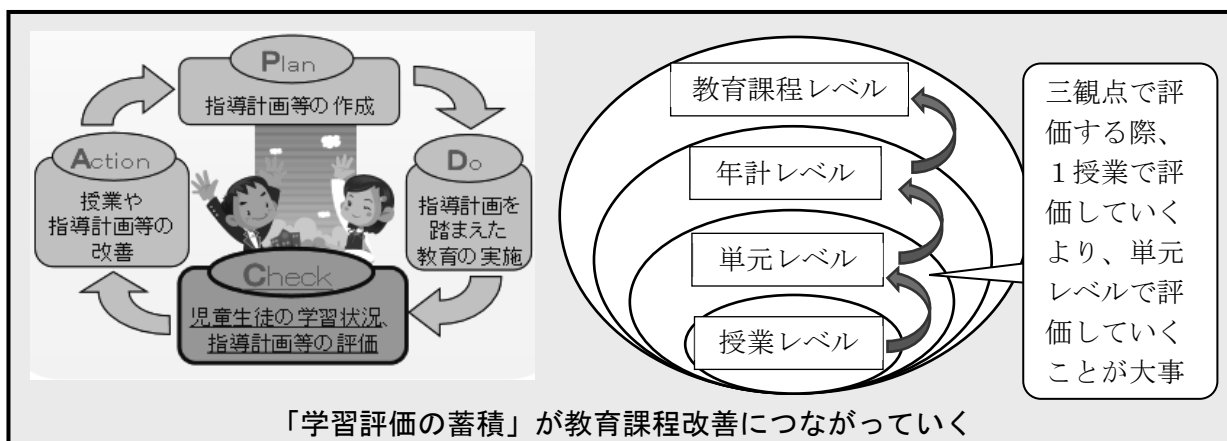
個別の指導計画の作成に関してはⅡ第5章第2節（P70）に示したとおりである。個別の指導計画は年間指導計画などの指導計画を児童生徒一人一人に対して具体化し、一人一人の指導目標や指導内容、指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。例えば、学校として十分な実践が蓄積され、毎年実施する価値のある単元計画が存在する場合でも、年間指導計画と個別の指導計画は相互に関連付けながら、改めて目の前の児童生徒の個別の指導計画の評価を踏まえ、学習グループを構成する児童生徒一人一人が達成した指導目標

や指導内容等を集約し、年間指導計画の単元等の内容等について検討する仕組みを工夫することが大切である。

(4) 評価と改善の流れ

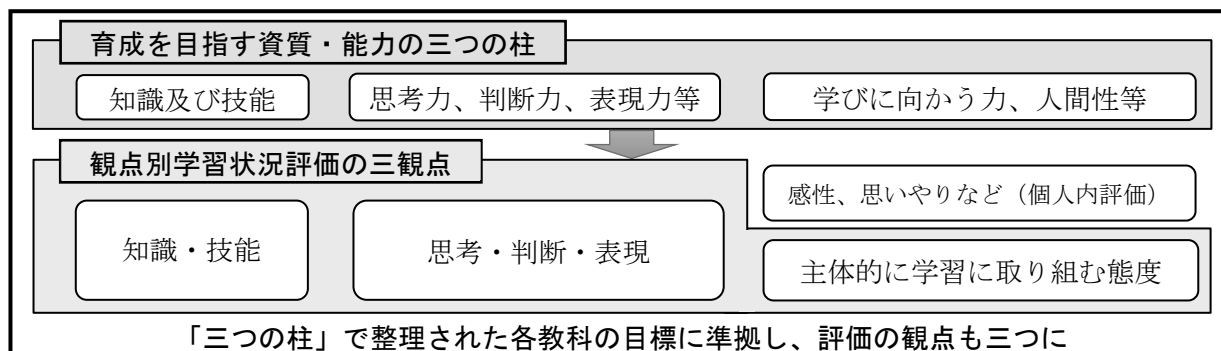
ア 学習評価の充実

学習評価は、学校における教育活動に関し、児童生徒の学習状況を評価するものである。「児童生徒にどのような力が身に付いたか」という学習の成果を適切に捉え、指導の改善を図るとともに、児童生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向うことができるようにするためにも、学習評価の在り方は重要であり、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性のある取組を進めることが求められる。つまり、各授業や個別の指導計画のPDCAサイクルの中で蓄積される児童生徒一人一人の学習評価に基づき、単元計画や年間指導計画の評価・改善、更には教育課程の評価・改善につなげていく視点が重要である。



図：PDCAサイクル ～学習評価から指導計画、教育課程の改善へ～

今回の学習指導要領の改訂では、各教科等の目標が育成を目指す資質・能力の三つの柱で整理され、その目標に準拠した評価を推進するため、観点別学習状況の評価について「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の三観点に整理されている。



図：観点別学習状況の評価の三観点

実際の評価においては、「年間指導計画を用いて単元ごとに評価する」、「個別の指導計画を用いて学期ごとに評価する」など、単元等の内容や時間のまとまりを見通しながら、評価の場面や方法を工夫し適切に実施する必要がある。その際、学習の成果だけでなく、学習の過程を重視することが大切である。特に、他者との比較ではなく児童生徒一人一人のよい点や可能性などの多様な側面、進歩の様子などを把握し、学期や学年にわたって児童生徒がどれだけ成長したかという視点をもって評価を行うことが必要である。

学習評価に当たっては、次のことに留意する。（解説総則編 P270、同各教科等編 P35参照）

- (ア) 三観点のうち「知識・技能」には、個別の事実に知識のみではなく、それらが相互に関連付けられ、更に社会の中で生きて働く知識となるものが含まれていること。
- (イ) 育成を目指す資質・能力の一つである「学びに向かう力、人間性等」は、評価する際に、「主体的に学習に取り組む態度」として観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分と個人のよい点や可能性、進歩の状況について評価する個人内評価を通じて見取る

部分があること。

- (ウ) 「教科別の指導」を行う場合や「各教科等を合わせた指導」を行う場合においても、各教科等の目標に準拠した評価の観点による学習評価を行う必要があること。
- (エ) 評価規準や評価方法等を明確にしたり、評価結果について検討したりするなど、教職員が相互に情報を交換し合いながら適時、適切に評価に関する情報を積み上げ、組織的・体系的に取り組むこと。

イ 「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業改善

今回の学習指導要領の改訂では、児童生徒に必要な資質・能力を育成することを目指した授業改善の取組を活性化していく視点として、「主体的・対話的で深い学び」を位置付けている。「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の具体的な内容については、次の三つの視点に立った授業改善を行うことが示されている。(解説総則編 P251)

- ①学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているかという視点。
- ②子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えることを通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているかという視点。
- ③習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点。

これらの視点は、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではなく、単元等の内容や時間のまとまりを見通して、例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりを作り出すために、児童生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった観点で授業改善を進めることが重要である。

授業改善を行う際は、児童生徒の実態に応じて、その児童生徒にとっての「主体的・対話的で深い学び」の実現のために、どのような視点が必要であるかを検討する必要がある。ここでは、知的障害のある児童生徒を想定した一例を示す。

表：「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の視点（一例）

【主体的な学びになるために】

- ・学習活動の初期段階にあっては、児童生徒が興味・関心、気づき、疑問が湧くように導入場面を工夫する。
- ・学習活動や学習環境を整理し、児童生徒が見通しをもって活動できるようにする。
- ・学習環境を整え、児童生徒が必要な道具等を自主的に活用できるようにする。
- ・コミュニケーションの初期段階では絵カードやヘルプカードなどを用い、自分から「○○ください」「手伝ってください」と相手に伝えられるようにする。
- ・記憶の劣弱性がある児童生徒もいるため、学習内容の振り返りを授業の終わりに行ったり、授業の始めに前回の学習内容を確認したりする。また、行事等の振り返り学習は、早めに行うようにし、写真や映像等を活用するなどの工夫をする。
- ・特に作業学習など、繰り返し取り組んでいる学習において、自己評価や他者評価を行う場面を設定し、生徒自身が学習を振り返って次の目標をもつことができるようにする。

【対話的な学びになるために】

- ・「友達と一緒に○○する」、「仲間と協力して○○する」などの活動を設定し、児童生徒同士の意思疎通をしながら協働する機会や経験を増やす。(例えば、遊びの指導で友達とボールを運ぶゲームを行う際、言葉でのやりとりが難しい児童についても、上手く運べるように相手に合わせようと試行錯誤しながら児童自身で上手くできる方法をみつけていくことや、作業学習においてペアで活動することで、生徒同士で製品の出来映えをチェックしたり、道具の使い方などを教え合ったりすることで、自分の考えを広げたり深めたりすることなどが考えられる。)

- ・話し合い活動など対話や先哲の考え方を手掛かりに考えを広げ深める活動では、「自分の意見を紙に書く時間を設けるなど、児童生徒一人一人が自分の考えを述べるようにする。」「自分の考えを分かりやすく伝えるために、話し方の順番、正しい話し方、会話の決まりなどを示したカードを活用する。」「聞き手には、『いいねカード』等を使って相手の意見に対してどう思ったかを示したり、意見を述べたりする機会を設ける。」「話し合いの様々な意見をワークシートなど視覚的に分かりやすい手法を用いてまとめ、その中から自分の考えを広げたりする経験を積むことができるようにする。」などの工夫をする。また、言葉でのやりとりが難しい児童生徒には、選択肢を準備したり、思いを推測し言葉に置き換え尋ねたりするなどし、本人の考えを伝えられるようにする。その際、教員の求める答えの誘導にならないように配慮する。
- ・校外での学習活動や産業現場等における実習では、相手からの意見を受け入れたり、自分の考えを述べたりする機会を設けるとともに、振り返りを通して、相手の話の意図や自分の考えを整理して理解できるようにする。

【深い学びになるために】

- ・基礎的・基本的な知識の習得においては、反復学習を多くして積み重ねるとともに、体験的な活動を取り入れ、学んだことを生活の中で生かせることができるようにする。また、他の学習グループの担当者や家庭と連携を図り、学んだことを他の場面でも生かせるようにする。
- ・振り返りの活動を通して、児童生徒自身が「何を学習したか」、「何が分かったか」、「何ができるようになったか」、「これからどのような場面でそれを使うか」といった考えをまとめることができるようにする。
- ・これまで学習して分かったことや興味・関心があることについてICT機器やインターネット等を活用して詳しく調べる、関係者に聞く、現場に出向くなど、探究・追求できるようにする。
- ・教員が先回りして支援をしたり、上手くできない時にすぐ手伝ったりするのではなく、児童生徒が、自分なりに工夫を重ねたり、試行錯誤したりできる場面を増やす。その際、上手くできなかった経験を通して児童生徒が「工夫する」力を身に付け、その結果として成功体験を重ねることができるよう、児童生徒の活動を見守り、必要に応じて適切な支援を行うことや、児童生徒が自らヒントを活用できるような仕掛けが必要である。(三浦光哉 編著 2017「特別支援教育のアクティブ・ラーニング」ジヤース教育新社より一部引用)

4 知的障害教育における自立活動

今回の学習指導要領の改訂にあたり、育成を目指す資質・能力の三つの柱が示された。各教科等における「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成するためにはしっかりとした土台づくり（心身の調和的な発達の基盤の形成）が必要である。各教科等の学びを支える役割を担う自立活動は、知的障害のある児童生徒はもとより、全ての障害種の児童生徒にとってとても重要な学びである。

知的障害のある児童生徒に対する自立活動の指導を効果的に行うためには、その学習上又は生活上の特性とそれを踏まえた指導上の留意点を把握しておく必要がある。

(1) 知的障害のある児童生徒の学習上又は生活上の障害特性

- ア 覚醒や睡眠のリズムが不規則なことが多く、体力が弱かったり、食事の量や時間、排泄の時刻が不規則になったりする傾向がある。また、運動量が少なく結果として肥満になったり、体力低下を招いたりすることもある。
- イ 失敗経験が積み重なったことにより、何事に対しても自信がもてないことから、新しいことに対して不安を示したり、参加できない状態であったりすることなどがある。
- ウ 見たり聞いたりして情報を得ることや、集団に参加するための手順やきまりを理解することなどが難しいことから、集団生活に適応できないことがある。
- エ 自分の身体に対する意識や概念が十分に育っていないため、ものや人にぶつかったり、簡単な動作をまねすることが難しかったりすることがある。また、概念を形成する過程で、必要な視覚情報に注目することが難しかったり、読み取りや理解に時間がかかったりすることがある。
- オ 知的発達 の程度等に比較して、身体の部位を適切に動かしたり、指示を聞いて姿勢を変え

たりすることが困難な者がいる。また、衣服の着脱におけるボタンの着脱やはさみなどの道具の操作などが難しいことがある。このような要因としては、目と手指の協応動作の困難さや巧緻性、持続性の困難さなどの他、認知面及び運動面の課題、あるいは日常生活場面等における経験不足などが考えられる。

カ 自分の気持ちや要求を適切に相手に伝えられなかったり、相手の意図が理解できなかったりしてコミュニケーションが成立しにくいことがある。また、対人関係における緊張や記憶の保持などの困難さを有し、適切に意思を伝えることが難しいことが見られる。

(2) 指導上の留意点

ア 健康の保持に関しては、睡眠や食事、排泄などの基礎的な生活のリズムが身に付くようにすることなど、健康維持の基盤の確立を図るための具体的な指導内容の設定が必要である。その際、睡眠時間、食事及び水分摂取の時間や回数・量、排泄の時間帯・回数など、児童生徒の1日の生活状況を把握することが重要である。また、体力低下等を防ぐためには、運動することへの意欲を高めながら、適度な運動を取り入れたり、食生活と健康について実際の生活に即して学習したりするなど、日常生活において自己の健康管理ができるようにするための指導が必要である。

イ 心理的な安定に関しては、不安や緊張は、環境的な要因が心理面に大きく関与していることも考えられることから、睡眠、生活のリズム、体調、天気、家庭生活、人間関係など、その要因を明らかにし、情緒の安定を図る指導をするとともに、必要に応じて環境の改善を図ることが大切である。

ウ 人間関係の形成に関しては、児童生徒が興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうことができるような指導内容を取り上げることや、あらかじめ集団に参加するための手順やきまりなどを指導して、積極的に参加できるようにすることが大切である。

エ 環境の把握に関しては、粗大運動や微細運動を通して、全身及び身体の各部位を意識して動かし、身体の各部位の名称やその位置などを言葉で理解したりするなど、自分の身体に対する意識を高めながら、自分の身体が基点となって位置、方向、遠近の概念の形成につながられるように指導することが大切である。また、概念を形成する際には、興味・関心のあることや生活上の場面を取り上げ、実物や写真などを使って見たり読んだり、理解したりすることで、確実に概念の形成につなげていくよう指導することが大切である。

オ 身体の動きに関しては、より基本的な動きの指導から始め、徐々に複雑な動きを指導し、次第に、目的の動きに近付けていくことにより、必要な運動・動作が児童生徒に確実に身に付くよう指導することが重要である。微細運動の指導に関しては、児童生徒が意欲的に活動に取り組み、道具等の使用に慣れていけるよう、興味や関心がもてる内容や課題を工夫し、使いやすい適切な道具や素材に配慮することが大切である。

カ コミュニケーションに関しては、自分の気持ちを表した絵カードを使ったり、簡単なジェスチャーを交えたりするなど、要求を伝える手段を広げるとともに、人とのやりとりや人と協力して遂行するゲームなどをしたりするなど、認知発達や社会性の育成を促す学習などを通して、自分の意図を伝えたり、相手の意図を理解したりして適切なかかわりができるように指導することが大切である。表出面の指導に関しては、タブレット型端末に入れた写真や手順表などの情報を手掛かりとすることや、音声出力や文字・写真など、代替手段を選択し活用したコミュニケーションができるようにしていくことが大切である。

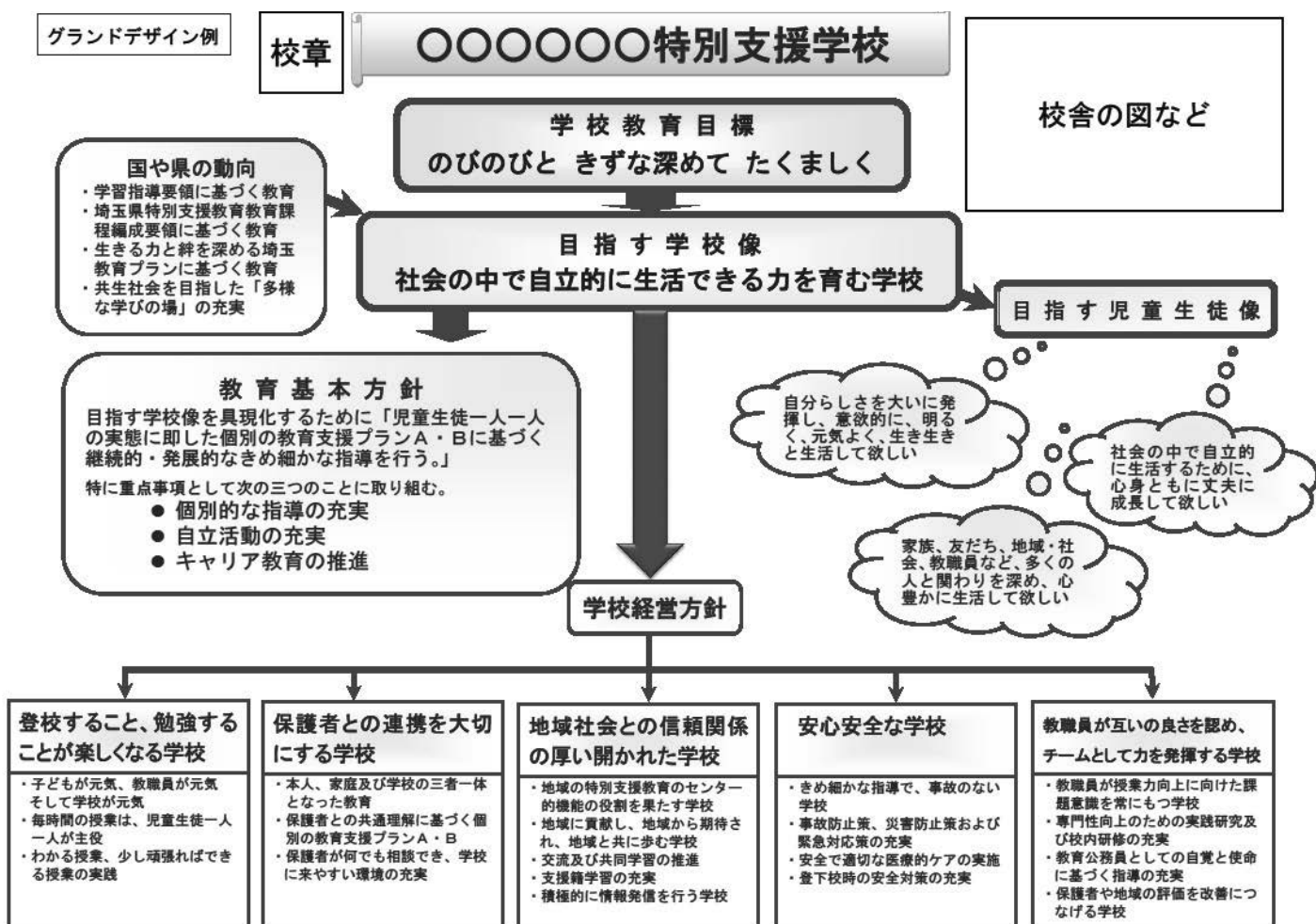
自立活動の指導計画を立てる際は、個々に合わせてより詳細な実態把握を行う必要がある。知的障害特別支援学校には、知的障害を併せ有する自閉症やダウン症などの児童生徒も在籍している。そのため、(1)に示す知的障害の特性の他に、人とのコミュニケーションや関わり方の困難さ、興味・関心の狭さやこだわり、感覚の過敏さ又は鈍麻などの特性を示す自閉症の特性や発音の不明瞭さやある場面での頑なさを示すダウン症の特性などの観点も加味して多角的に実態把握を行うことが必要である。

次に、実態把握で得た情報を基に、「児童生徒の困難さはどこから来ているのか」などの背景を十分に検討することが重要である。児童生徒の視点での困難さを見つけ、それに沿って個別の指導内容を設定していく必要がある。自立活動の指導は「困難の改善・克服」を目的としているため、苦手な側面を補う学習に目を向けがちであるが、児童生徒が得意としている側面にも目を向け、「得意な部分を伸ばしながら、困難さを改善・克服していく」という視点も大

切である。そのことによって、児童生徒の自信と活動や学習への意欲が喚起され、苦手な部分の伸長や改善にも有効に作用することが期待できる。また、経験の少なさから、興味関心の幅が狭い児童生徒が多いため、「本人の興味関心を広げていく」という視点ももつようにするとよい。

個々の障害特性に合わせた具体的な指導内容の設定については、解説自立活動編に示されている「実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの例（流れ図）」（知的障害：P136～P139、言語障害、自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症（アスペルガー症候群を含む）：P148～P167）を参照のこととされたい。また、障害の程度に合わせた指導内容については、埼玉県立総合教育センター調査研究「特別支援学校及び特別支援学級における知的障害のある児童生徒についての自立活動に関する調査研究Ⅰ、Ⅱ（H22年度、H25年度）」に紹介されているので、参考のこと。

自立活動の時間における指導を進めるに当たっては、個別の指導目標や指導内容に応じて個人あるいは必要に応じて小集団で行うなどの工夫が考えられる。また、自立活動の時間における指導で学んだことが、他の学習場面や実際の生活の中で活かされていくよう、各教科等との関連を図りながら、教育課程全体で自立活動を進めていく必要がある。



図：グランドデザイン例